

社会福祉法人富士見市社会福祉協議会有料広告に関する要綱

要綱第16号

2022年5月12日

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人富士見市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の広報媒体に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広報媒体)

第2条 この要綱の対象となる広報媒体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会広報誌「社協だより」（以下「広報誌」という。）
- (2) 本会の郵便物の封筒（以下「封筒」という。）
- (3) 本会ホームページ（以下「ホームページ」という。）
- (4) その他会長が広報媒体として活用できると認められる広報物

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広報媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝（名刺広告等）に関するもの
- (5) 著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (6) その他広報媒体として掲載することが不適切であると会長が認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広報媒体に掲載する広告の規格、掲載位置及び掲載料は別表のとおりとする。

(広告の掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、富士見市社会

福祉協議会広告掲載申込書（様式第1号）に広告案を添えて本会に提出しなければならない。

（広告の掲載の決定）

第6条 会長は、前条の申込みを受け、広告掲載の可否を決定したときは、富士見市社会福祉協議会広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 申込者が第4条に規定する募集枠数を越えたときは、先着順とする。

（広告の掲載料の納付）

第7条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、本会が指定する期日までに広告の掲載料を一括して納付しなければならない。

（広告の原稿の提出等）

第8条 広告主は、本会が指定する期限までに版下等の原稿（以下「広告原稿」という。）を提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により提出された広告原稿の内容が第5条に規定する広告案の内容と異なり、修正の必要があると認めるときは、広告主に対して変更を求めることができる。

3 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告主の責務）

第9条 掲載する広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（広告の掲載料の返還）

第10条 既に納入された広告の掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない理由により、広告の掲載ができないときは、この限りではない。

2 前項第1項により返還する広告の掲載料の額は次のとおり算出するものとする。

(1) 広報誌及び封筒にあっては、第4条に規定の掲載料のうち、広告を掲載することができなかった回の額とする。

(2) ホームページにあっては、第4条に規定の掲載料に広告を掲載することができなかった月（月の初日から末日までを単位とする。）の数を乗じた額とする。ただし、1月に満たない場合は、同号の規定する掲載料の額をその月の属する月の日数で除して得た額（小数点以下は、切捨てとする。）に広告

を掲載することができなかつた日数を乗じて得た額とする。

3 ホームページの広告掲載において、機器の調整等により一時的に掲載ができない場合については、広告の掲載料の返還の対象としない。

(広告の掲載の取消し)

第11条 会長は、広告の内容、デザイン、リンク先ホームページの内容等が第3条の各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は広告主が指定期日までに広告掲載料を納入しなかつたときは、広告の掲載の決定を取り消すことができるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、2022年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年2月1日から施行する。

別表（第4条関係）

媒体名	広報誌	封筒		富士見市社会福祉協議会 ホームページ https://www.fujimi-shakyo.or.jp/
		長形3号	角形2号	
発行(更新) 回数/部数	年4回発行 市内全戸配布又は市 内回覧 1回の発行部数は、発 行時点の世帯数又は 回覧部数とする。 ※発行部数は、発行 ごとに変更あり。	15,000部	5,000部	随時
規格	規格① 縦49mm × 横88mm 規格② 縦49mm × 横176mm ※A4判紙面内	1枚 90mm × 45mm	1枚 100mm × 60mm	縦50ピクセル × 横150ピクセル データ容量：10KB以下 データ形式：GIF又はJPEG
掲載位置 方法	A4判紙面内 カラー印刷	封筒裏面 単色(モノクロ)印刷		トップページ 静止画像のみ
掲載料	発行1回につき、 【全戸配布】 規格① 15,000円 規格② 30,000円 【回覧】 規格① 5,000円 規格② 10,000円	1回1枚 20,000円	1回1枚 15,000円	非会員 1枚 10,000円/3か月 20,000円/6か月 40,000円/1年 会員(法人会員など) 1枚 9,000円/3か月 18,000円/6か月 36,000円/1年
募集枠	各号6枚	4枚	8枚	何枚でも可能

備考	<ul style="list-style-type: none"> ・4月～6月のうち1回 ・7月～9月のうち1回 ・10月～12月のうち1回 ・1月～3月のうち1回 <p>※発行月及び発行方法は、期間内で変動あり。事前にお問い合わせください。</p>	<p>印刷時期に合わせて募集</p> <p>1年に1回程度</p> <p>印刷部数は目安</p> <p>※時期・発行部数は、事前にお問い合わせください。</p>	随時受付
----	---	--	------

(注記) 掲載料は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

富士見市社会福祉協議会広告掲載申込書

（宛先）社会福祉法人富士見市社会福祉協議会会長

社会福祉法人富士見市社会福祉協議会有料広告に関する要綱第5条の規定に基づき、広告案を添えて以下のとおり申込みます。

申込者	名 称		
	所 在 地		〒
	代表者	役職名	
		ふりがな 氏 名	印
	担当者	部署名	
		ふりがな 氏 名	
		TEL	
		FAX	
Eメール			
業 種			
広報 媒体	<input type="checkbox"/> 社協だより	<p>掲載号 ※発行号については、事前にお問い合わせ ください。 年 月から 年 月の間に発行する。</p> <p><input type="checkbox"/> (4月～6月のうち1回) <input type="checkbox"/> (7月～9月のうち1回) <input type="checkbox"/> (10月～12月のうち1回) <input type="checkbox"/> (1月～3月のうち1回) (合計 _____ 回)</p> <p>サイズ(1 枠) <input type="checkbox"/>規格① (49mm×88mm) <input type="checkbox"/>規格② (49mm×176mm)</p>	

年 月 日

富士見市社会福祉協議会広告掲載決定通知書

様

社会福祉法人
 富士見市社会福祉協議会
 会長

年 月 日付で申込みいただいた広告の掲載について、以下のとおり決定しましたので通知します。

決定及び 掲載できない理由		<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載できません <掲載できない理由> <input type="checkbox"/> 社会福祉法人富士見市社会福祉協議会有料広告に関する要綱第3条（広告の範囲）に該当するため <input type="checkbox"/> その他
広報 媒体	<input type="checkbox"/> 広報誌	掲載号 _____年 月から _____年 月の間に発行する _____月号、 _____月号、 _____月号、 _____月号 (合計 _____回) サイズ（1 枠） 規格①（49 mm×88 mm） <input type="checkbox"/> 規格②（49 mm×176 mm）
	<input type="checkbox"/> 封筒	長形3号（ _____年 月作成 _____部） 角形2号（ _____年 月作成 _____部）
	<input type="checkbox"/> ホーム ページ	掲載期間 _____年 月 1日から _____年 月 末日まで (合計 _____か月)
掲載料 (納付期限)		_____円 (1 枠 _____円× _____回・か月) _____年 月 日までに指定金融機関にお振込みください。

	<p>【振込先口座】 金融機関：埼玉りそな銀行 支店名：鶴瀬支店 口座番号：普通預金 0539320 口座名義：(福) 富士見市社会福祉協議会 会長</p>
--	---

- ・ 広告の原稿（版下又はデータ）は、 年 月 日までにご提出ください。